

V 県民緑税と森林環境（譲与）税の役割分担

1 背景

森林・林業施策に関する独自の超過課税については、全国38の自治体で導入されており、森林整備や木材利用・人材育成等、地域によって様々な施策に活用されている。

本県では、豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」を導入し、災害に強い森づくりや都市の緑化に取り組んでいる。

とりわけ、災害に強い森づくりについては、平成16年の相次ぐ台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を図り、森林が持つ公益的機能を十分に発揮させることが極めて重要であるとの教訓から、危険渓流内や集落裏山において、山地災害の危険性が高い森林を中心に、森林整備を進めている。

一方、国においても、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図り、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、平成31年4月から国が全国の都道府県と市町村に交付する形で「森林環境譲与税」が導入され、具体の活用内容については各自治体のHP等で公表されている。

その後、令和6年6月から「森林環境税」として国民からの徴収が開始されている。

2 税の概要

表V-2-1 県民緑税と森林環境税の概要

税種別	県民緑税（県税）	森林環境税（国税）
根拠法令等	県民緑税条例	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
税率	個人：800円 法人：資本金等の額により2,000円～80,000円	個人：1,000円
徴収開始	平成18年	令和6年
仕組み	豊かな「緑」を次世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組み	CO2吸収源対策や国土の保全、水源涵養等、国民に広く恩恵を与える森林の整備等に必要な費用を、国民で等しく負担を分担して森林を支える仕組み
概要	○災害に強い森づくり 森林の防災面での機能強化を図る災害に強い森づくりを実施。 ・緊急防災林整備（斜面対策） ・緊急防災林整備（渓流対策） ・針葉樹林と広葉樹林の混交整備 ・里山防災林整備 ・野生動物共生林整備 ・住民参画型森林整備 ・都市山防災林整備 ○県民まちなみ緑化	○主な使途（市町） ・森林整備に関する施策 ・森林整備を担う人材育成及び確保 ・公益的機能に関する普及啓発 ・木材利用の促進 等 ○主な使途（県） ・市町が実施する各種施策の支援 ・県が実施する人材育成や木材の利用促進に関する施策。

県民緑税は、県民税均等割の超過課税として、個人・法人を問わず幅広い県民に負担いただいている。

これは、森林の多様な公益的機能の恩恵はすべての県民が享受していることから、荒廃する森林の保全にかかる経費についても、地域社会を構成する県民（個人・法人）で均しく負担を分かち合うという考え方に基づくものである。

課税期間は5年間で、個人は年額 800 円、法人は資本金等の額に応じて 2,000 円から 80,000 円を負担いただき、これによる第4期対策期間中の税収規模は、5年間で約 88 億円^(※)（個人約 73.3 億円、法人約 14.7 億円）を見込んでいる。

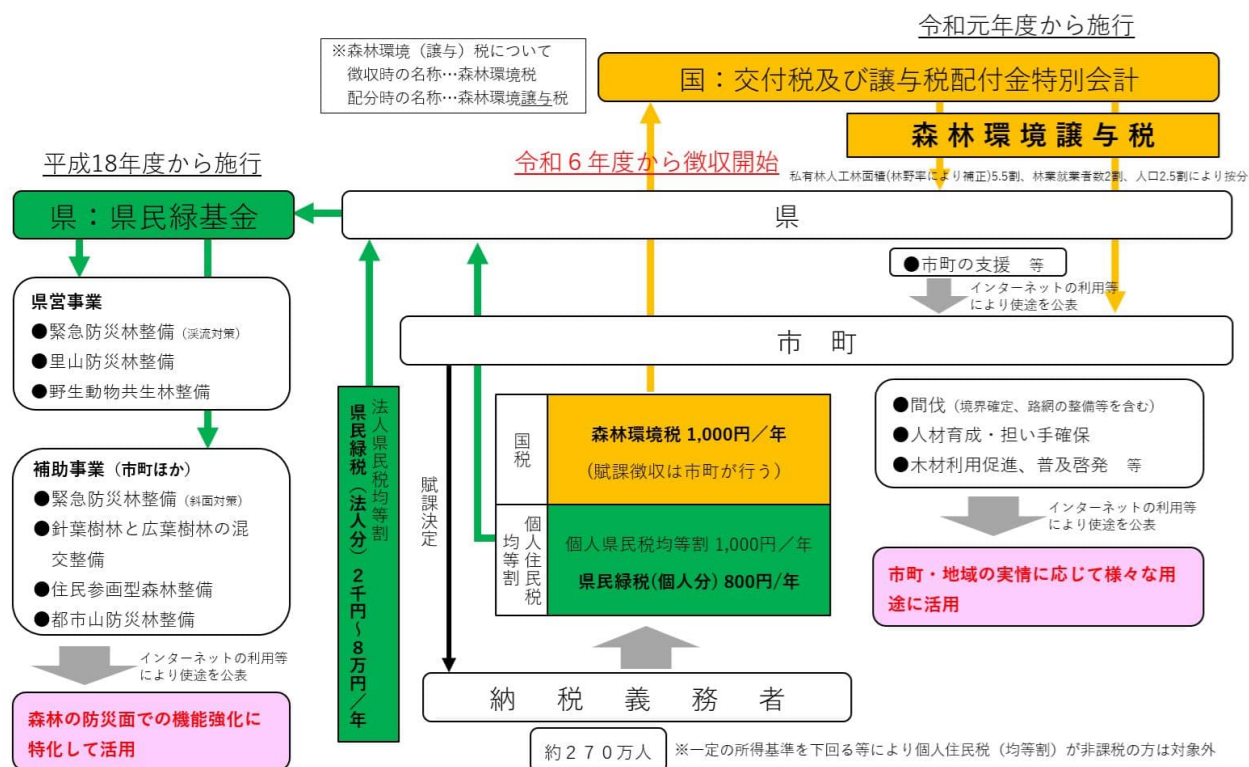
（※）まちなみ緑化事業も含めた税収規模の総額は、約 120 億円（個人約 100 億円、法人約 20 億円）

同税を活用した「災害に強い森づくり」についても、課税期間と同じく5年間で1期としており、各期ごとに事業検証委員会を立ち上げ、専門的・客観的視点から整備効果を検証するとともに、社会情勢の変化に伴う新たな課題等も踏まえつつ、事業の必要性について評価・検証を行いながら実施している。

これに対し、森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額 1,000 円を負担いただいている。

徴収された税は、国が定める基準^(※)により按分され、林環境譲与税として県・市町に譲与されており、令和6年度の推計譲与額は、総額で約 19.1 億円（市町約 17.2 億円、県約 1.9 億円）となっている。

（※）私有林人工林面積 55%、人口 25%、林業従事者数 20%



図V-2-1 県民緑税と森林環境税の制度設計

3 役割分担、使途の違い

森林環境税の徴収を機に、各自治体の超過課税が改めて注目されており、特に両税の内容が酷似している自治体では、超過課税の「名称」や「取組内容」が見直されている。

本県においても、使途の重複や両税の必要性等に対する意見のほか、税の徴収意義や活用方針について分かり易い説明を求める声が増加していることから、ここで改めて両税の使途について整理する。

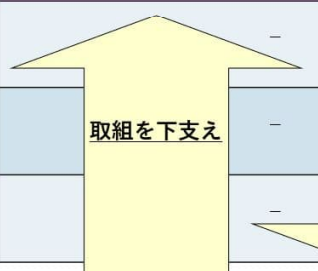
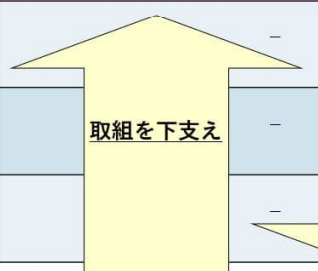
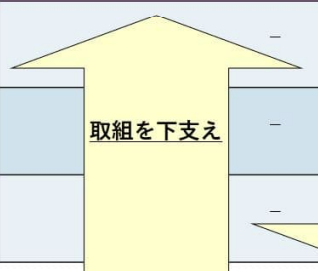
本県の「県民緑税」は、「災害に強い森づくり」として、森林の防災面の機能強化に特化して活用しているのに対し、「森林環境（譲与）税」は、森林整備から人材育成、木材利用等、地域の実情に応じて様々な用途に活用されている。

森林整備への活用については、両税の内容が類似している部分もあるが、市町において「県民緑税の対象地（他事業により採択可能な事業地）は除外する」旨を事業の実施要領等で明文化したり、県民緑税の要件を満たす場合は県事業を申請者に案内するなど、事業規模等により役割分担されている。

このように、「県民緑税」と「森林環境税」は、広く国民・県民で負担し支え合いながら森林を守り育てていく基本理念こそ同じであるが、それぞれが異なる目的のもとで活用されており、両税の果たす役割とともに、使途についても重複しないよう整理している。

今後は、これらを県民に分かり易く情報発信することが大切であることから、それぞれの取組の中で様々な機会を通じて普及啓発を進めていく必要がある。

表 V-3-1 県民緑税と森林環境税の使途

区分	県民緑税 森林の防災面での機能強化に特化して活用	森林環境（譲与）税 地域の実情に応じて様々な用途に活用
森林整備	- 伐採木を活用した土留工の設置（土砂流出の抑制） - 危険渓流沿いで災害緩衝林や簡易流木止め施設を整備（流木対策） - 集落裏山の里山林で危険木伐採や簡易防災施設を整備（倒木被害の回避、里山林の機能強化） - 広範囲にわたる手入れ不足の高齢人工林を部分的に皆伐し、伐採跡地に広葉樹を植栽（気象害に強い森林の造成） - 野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンや野生動物の生息環境改善のための広葉樹林整備（獣害による森林荒廃の防止） - 斜面崩壊の危険性がある都市部の森林において森林整備や簡易防災施設を整備（都市山の防災機能強化） - 地域住民や企業等による森林整備活動に必要な資機材等の購入、危険作業の委託等を支援（防災・減災を通じた活動支援）	- 人工林の間伐（一部市町では、森林経営管理制度に基づき、市町が管理する森林等、条件を整理） - 集落裏山等の里山林整備（一部市町では、小規模（国や県の補助対象とならない森林等）な森林等、条件を整理） - 林道、作業道等の基盤整備 - 登山道や周辺森林の整備 - 森林病虫害、獣害対策 - インフラ周辺の森林整備 - 主伐・再造林施策のモデル試験施工 - 地域住民等への活動支援 等
人材育成		- 林業事業者等への支援 - 研修生への支援研修 - 担い手確保のための情報発信 等
木材利用		- 施設の木造木質化 - 木製品の制作・利用、体制整備 - 集積ヤードの整備 等
情報整理等		- 林地台帳や関連情報の整備 - 森林所有者への意向調査 - 森林資源情報の調査 等

都市住民や企業の理解醸成

- 防災をテーマにした出前講座
- 整備地を活用したフィールドワーク
- 企業と森林整備活動のマッチング
- イベントでの啓発、世代に応じた啓発資料の作成 etc...

防災以外の視点からの普及啓発

- 木育、森林環境学習（木や森との触れ合い）
- 環境（生物多様性、CO₂吸収源、花粉症等）
- 資源循環 etc...

※使途が重複する森林整備は、県民緑税の対象とならない小規模なものが多い